

(保 265)

平成 23 年 3 月 29 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長

中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る保険医療機関に対する  
指導監査等の対応、並びに特定共同指導等の実施について

今般、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害が発生したことにより、被害が甚大な青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県における指導・監査等の対応につきまして、厚生労働省保険局医療課から地方厚生（支）局医療課宛てに別添のような文書が発出されておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

また、平成 23 年度における特定共同指導及び共同指導が、下記の対象都県において、別紙日程により実施されることになりましたので、ご連絡申し上げます。

ただし、今回の対象都県のうち、岩手県、宮城県、新潟県、千葉県につきましては「当面、延期とする」とされました。これは実質的に『中止』である旨、厚生労働省当局と合意済みでありますことを申し添えます。

記

【平成 23 年度 特定共同指導及び共同指導 対象 16 都県】

1. 特定共同指導

岩手県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、福井県、  
鳥取県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 （12 都県）

2. 共同指導

宮城県、千葉県、富山県 香川県 （4 県）

(添付資料)

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る保険医療機関等に対する指導監査等の対応について  
(平成23年3月15日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)
2. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る保険医療機関等に対する指導時の対応について  
(平成23年3月25日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)
3. 特定共同指導等の実施について  
(平成23年3月16日 保発0316第33号 厚生労働省保険局長)
4. 特定共同指導等の実施に係る立会いについて  
(平成23年3月16日 保医発0316第5号 厚生労働省保険局医療課長)

事務連絡  
平成23年3月15日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る  
保険医療機関等に対する指導監査等の対応について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害が発生したことに伴い、今後、保険医療機関等に対する指導監査等の取扱いについては、下記のとおりとするのでよろしく願いいたします。

記

1. 平成22年度計画分の取扱い

地方厚生(支)局における適時調査、各種指導、監査については、被害が甚大な青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県については、被災状況等を考慮し実施することとする。

なお、今後の復旧状況等によっては、未実施もやむを得ないものであること。

2. 平成23年度計画の取扱い

(1) 本省における特定共同指導等

計画については、従来どおり全都道府県を対象として策定するが、実施に当たっては、被害が甚大な青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県については、当面、延期することとする。

(2) 地方厚生(支)局における適時調査、各種指導、監査

計画については、従来どおり行うこととするが、被害が甚大な青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県については、被災状況等を考慮し実施することとする。

なお、今後の復旧状況等によっては、未実施もやむを得ないものであること。

3. その他

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の案件に係る本省への内議等については、当面、原則として電子メールにより対応することとする。

なお、電子メールによる対応が困難な場合にあっては、当課医療指導監査室へ別途協議されたい。

事 務 連 絡  
平成23年3月25日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る  
保険医療機関等に対する指導時の対応について

今般、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害が発生したことに伴い、先般、平成23年3月15日付け事務連絡を発出したところであるが、指導対象保険医療機関等の保険医等が被災地における医療支援等に従事しているため、指導に対応できないことが想定されることから、今後、以下により取扱われるよう、願います。

- 1 指導を実施するに当たり、指導対象保険医療機関等から保険医等が被災地における医療支援等に従事しているため指導に対応できない旨の申し立てがあった場合、指導を延期し、当該保険医療機関等と協議のうえ指導実施日を調整していただきたいこと。

なお、指導対象保険医療機関等の選定の際には、個々の保険医療機関等における保険医等の医療支援等への派遣等の状況を把握できないと考えられることから選定は通常どおり実施していただくこととなる。

- 2 医療支援等に従事する期間が長期に及び、指導実施日の調整が困難なときは、未実施もやむを得ないものであること。

なお、その場合であっても、指導大綱（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知「別添1」）第8にいう「正当な理由」に該当するものであり、指導拒否には当たらないこと。

保 発 0316 第 33 号  
平成 23 年 3 月 16 日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長

特定共同指導等の実施について

平成 23 年度に実施する特定共同指導及び共同指導の対象都道府県については、下記のとおりとしたので通知します。

実施に当たっては、御協力方よろしくお願いいたします。

なお、岩手県、宮城県、千葉県及び新潟県については、当面、延期することとします。

記

- 1 特定共同指導（12）  
岩手県 東京都 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県  
福井県 鳥取県 長崎県 熊本県 宮崎県 沖縄県
  
- 2 共同指導（4）  
宮城県 千葉県 富山県 香川県

保医発0316第5号  
平成23年3月16日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局医療課長

特定共同指導等の実施に係る立会いについて

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度における特定共同指導等の実施に係る対象都道府県については、平成23年3月16日付け保発0316第33号をもって、貴職あて保険局長より通知されたところですが、日程については別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、この特定共同指導等の立会人として貴会役員の派遣方よろしくお願い申し上げます。

また、対象保険医療機関については、指導実施日の概ね1か月前に御連絡することといたしておりますことを申し添えます。

(別紙)

平成23年度特定共同指導等の日程表

(医科)

1. 特定共同指導

都道府県名	指導実施日	保険医療機関数
鳥取県	平成23年 6月 2日～ 3日	1
新潟県	当面、延期とする	1
神奈川県	平成23年 6月23日～24日	1
熊本県	平成23年 7月14日～15日	1
石川県	平成23年 7月28日～29日	1
岩手県	当面、延期とする	1
福井県	平成23年 9月29日～30日	1
宮崎県	平成23年10月12日～13日	1
東京都	平成23年11月 9日～10日	1
岐阜県	平成23年11月30日～12月1日	1
沖縄県	平成23年12月15日～16日	1
長崎県	平成24年 1月26日～27日	1
計		12

2. 共同指導

都道府県名	指導実施日	保険医療機関数
宮城県	当面、延期とする	2
富山県	平成23年 9月 1日～ 2日	2
香川県	平成23年11月17日～18日	2
千葉県	当面、延期とする	2
計		8